

Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 27 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

○ 基本計画（法第6条第1項）及び実施計画（法第7条第1項）の計画期間の状況

各行政機関の基本計画及び実施計画の計画期間については、表1のとおりとなっている。

- 基本計画の計画期間については、5年としている機関が14機関、3年としている機関が4機関、その他3機関となっている。
- 実施計画の計画期間については会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が19機関、その他2機関となっている。

（表1）

表1 基本計画及び実施計画の計画期間

| 基本計画期間 | 行政機関名 | 計画期間の設定状況 | | | | | | | | |
|--------|--------------|-----------|------|---------------------------|------|------|---------------------------|------|------|------|
| | | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| 5年 | 宮内庁 | | | | | ←→ | | | | |
| | 公正取引委員会 | | | | | ←→ | | | | |
| | 金融庁* | | | | | ←→ | | | | |
| | 消費者庁* | | | | | ←→ | | | | |
| | 総務省 | | | | | ←→ | | | | |
| | 法務省* | | | | | ←→ | | | | |
| | 外務省 | | | | | ←→ | | | | |
| | 財務省* | | | | | ←→ | | | | |
| | 文部科学省 | | | (実施計画の期間) 27.4.28~28.3.31 | | ←→ | | | | |
| | 厚生労働省 | | | | | ←→ | | | | |
| | 農林水産省 | | | (実施計画の期間) 27.7.17~28.3.31 | | ←→ | | | | |
| | 国土交通省* | | | | | ←→ | | | | |
| | 環境省* | | | | | ←→ | | | | |
| | 防衛省 | | | | | ←→ | | | | |
| 3年 | 内閣府* | | | | | ←→ | | | | |
| | 国家公安委員会・警察庁* | | | | | ←→ | | | | |
| | 公害等調整委員会* | | | | | ←→ | | | | |
| | 経済産業省 | | | | | ←→ | | | | |
| その他 | 個人情報保護委員会* | | | | | ←→ | (基本計画の期間) 26.1.1~30.3.31 | | | |
| | 復興庁 | | | | | ←→ | (基本計画の期間) 24.2.10~28.3.31 | | | |
| | 原子力規制委員会 | | | | | ←→ | (基本計画の期間) 24.9.19~29.3.31 | | | |

- (注) 1 「」は基本計画の計画期間、「 \longleftrightarrow 」は実施計画の計画期間を表す。
- 2 「行政機関名」欄において「*」を付した行政機関は、実施計画等において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。
- 3 個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会（平成 26 年 1 月 1 日設置）を改組して、平成 28 年 1 月 1 日に、復興庁は、24 年 2 月 10 日に、原子力規制委員会は、24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。
- 4 文部科学省及び農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及びその評価方式

○ 事前評価の対象とする政策及びその評価方式（法第 6 条第 2 項第 5 号）の状況

事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、表 2 のとおり、基本計画において、義務付けられていない評価についても実施又は実施に努める旨を定めている行政機関が 10 機関となっている。また、義務付けられていない政策を含め、事前評価の評価方式としては事業評価方式が中心となっている。

(表 2)

表2 事前評価の対象とする政策（義務付けられているもの以外）及び事前評価の評価方式

| 行政機関名 | 評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕 | 事前評価において 基本とする評価方式 |
|-------------|---|-----------------------|
| 内閣府 | — | 事業評価方式 |
| 宮内庁 | — | 事業評価方式 |
| 公正取引委員会 | 義務付けられているもの以外の規制（実施に努める。） | 総合評価方式又は事業評価方式 |
| 国家公安委員会・警察庁 | — | 事業評価方式（必要に応じ総合評価方式） |
| 個人情報保護委員会 | — | 事業評価方式 |
| 金融庁 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助に準じるもので、社会的影響の大きい政策 | 事業評価方式 |
| 消費者庁 | — | 事業評価方式 |
| 復興庁 | — | 事業評価方式 |
| 総務省 | 事前の検証が必要と認められる政策 | 事業評価方式 |
| 公害等調整委員会 | 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施 | — |
| 法務省 | <ul style="list-style-type: none"> 法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備 政策所管部局等が評価対象として必要と認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの | 事業評価方式 |
| 外務省 | 実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める。） | 総合評価方式* |

| 行政機関名 | 評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕 | 事前評価において 基本とする評価方式 |
|----------|---|-----------------------|
| 財務省 | 義務付けられているもの以外の政策（実施に努める。） | 事業評価方式 |
| 文部科学省 | — | 事業評価方式 |
| 厚生労働省 | — | 事業評価方式 |
| 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 | 事業評価方式 |
| 経済産業省 | — | 事業評価方式* |
| 国土交通省 | <ul style="list-style-type: none"> 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） 公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業 重点的に推進する研究開発課題等 基本方針に規定する租税特別措置等 | 事業評価方式 |
| 環境省 | 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める。） | 事業評価方式* |
| 原子力規制委員会 | — | — |
| 防衛省 | — | 事業評価方式 |

- (注) 1 本表は、各行政機関の基本計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」参照
- 2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

○ 事後評価の対象とする政策及びその評価方式（法第7条第2項）の状況

- ・ 行政機関の長は、事後評価の対象とする政策について、毎年の実施計画において次の3種類の政策を定めなければならないこととされている。
 - ① 行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）
 - ② 政策の決定後5年経過しても着手していない政策（「未着手」（法第7条第2項第2号イ））及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策（「未了」（法第7条第2項第2号ロ））
 - ③ その他の政策（法第7条第2項第3号）
- ・ 各行政機関における上記3類型ごとの政策の状況は、表3のとおりである。
- ・ また、各行政機関は、政策の特性に応じた評価方式を用いており、主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策のうち、目標管理型の政策評価を実施している政策については、19機関が実績評価方式を、「未了」の政策については、2機関が事業評価方式を、1機関が総合評価方式を用いている。
- ・ その他の政策については、3機関が対象政策を記載している。

（表3）

表3 事後評価の対象とする政策及びその評価方式

| 行政機関名 | 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号) | | | 未着手・未了の政策 | | その他の政策 (法第7条第2項第3号) |
|------------------|--|---|--------------|-------------------------|--------------------------|------------------------|
| | 事業評価方式 | 実績評価方式 (下線を付した政策は目標管理型) (〔 〕 は件数) | 総合評価方式 | 未着手 (法第7条第2項第2号イ) | 未了 (法第7条第2項第2号ロ) | |
| 内閣府* | — | 24 政策 (69 施策) [69] | 5 政策 (22 施策) | — | — | — |
| 宮内庁 | — | 4 施策 [4] | — | — | — | — |
| 公正取引委員会 | — | 7 基本目標 (18 業績目標) [18] | — | — | — | — |
| 国家公安委員会・ 警察庁* | 1 政策、1 規制 | — | — | — | — | — |
| 個人情報保護委員 会* | — | 1 政策 (4 施策) [4] (平 成 28 年 1 月の改組・所掌 事務追加に伴う改定前の 計画では 3 施策) | — | — | — | — |
| 金融庁* | ・過去に事前評価を実施し平成 27 年度に効果が発現する予定 の事業 (成果重視事業について は、平成 27 年度中の効果発現予 定の有無に関わらず事後評価を 実施) ・法人税、法人住民税及び法人 事業税関係の租税特別措置等 (特定の行政目的の実現のため に税負担の軽減・繰延べを行う ものに限る。)に係る政策等 | 20 施策 [20] | — | — | — | — |
| 消費者庁* | — | 11 施策 [11] | — | — | — | — |
| 復興庁 | — | — | — | — | — | — |
| 総務省 | ・法第 9 条の規定に基づき事前 評価の実施が義務付けられた政 策であって、事後の検証が必要 と認められるもの ・国税における租税特別措置及 び地方税における税負担軽減措 置等のうち法人税、法人住民税 及び法人事業税に係るもの | 7 政策 [7] | — | — | — | — |
| 公営等調整委員会* | — | 2 政策 (4 目標) [4] | — | — | — | — |
| 法務省* | 8 施策 (法務に関する調査研究及 び施設の整備) | 17 施策 [17] | 1 施策 | — | — | — |
| 外務省 | — | 4 基本目標 (12 施策) [12] | — | 政府開発援助 1 案件 (総合評価方式) | 政府開発援助 13 案件 (総合評価方式) | — |

| | | | | | | | |
|----------|---|------------------------|--------------------------------|------|---------------------------------|---|------|
| 財務省* | — | 6 総合目標、24 政策目標 [30] | — | — | — | — | — |
| 文部科学省 | 法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として事前評価を実施した税制改正要望について、その要望ごとに、5年後をめぐりして実施する。(既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を行った場合を除く。) | 8 政策目標(11 施策) [11] | 実績評価等で明らかになった個別の政策課題(必要に応じて実施) | — | — | 実施計画に定めるもののほか、別に定める必要な事項 | — |
| 厚生労働省 | 6 事業(事前評価の実施後、一定期間が経過した事業) 1 成果重視事業 | 21 施策目標[21] | — | — | 公共事業(水道施設整備事業評価実施要領で規定)(事業評価方式) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの ・ 指標のモニタリング結果により評価の必要が生じた政策 ・ 総合科学技術会議において対象とすることとされた研究開発等 | — |
| 農林水産省 | 38 公共事業(14 直轄事業等(55 地区)及び24 補助事業) 2 研究開発課題 3 租税特別措置等 | 6 政策分野[6] | 1 政策分野 | — | 4 公共事業(9 地区)(事業評価方式) | — | — |
| 経済産業省 | — | 27 施策[27] | — | — | — | — | — |
| 国土交通省* | 275 公共事業(期中) 72 公共事業(完了後) 51 研究開発課題(終了時) 9 租税特別措置等 | 13 政策目標(44 施策目標)[44] | 8 テーマ | — | — | — | — |
| 環境省* | — | 6 施策(27 目標)[27] | — | — | — | 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置 | — |
| 原子力規制委員会 | — | 5 施策目標[5] | — | — | — | — | — |
| 防衛省 | — | 25 施策[25] | — | — | — | — | — |
| 計 | 8 機関 | 19 機関 | 5 機関 | 1 機関 | 3 機関 | 3 機関 | 3 機関 |

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照

2 成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 外務省及び経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において事後評価の実施に当たっては実績評価を原則とする旨定めている。

4 「*」を付した行政機関は、実施計画等において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。

ウ その他の事項

- **政策評価の結果の政策への反映に関する事項**（法第6条第2項第8号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。
- **インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項**（法第6条第2項第9号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。
- **その他政策評価の実施に関し必要な事項**（法第6条第2項第11号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施

ア 評価実施件数等

- **政策評価の実施状況（評価実施件数等）**
各行政機関において行われた評価実施件数、その対象とした政策及び評価方式については、表4のとおりとなっている。
 - ・ 各行政機関において行われた評価実施件数の合計は、2,657件である（平成26年度2,432件）。
 - ・ 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、図1のとおり、事前評価が863件、事後評価が1,794件となっている。
 - ・ 事前評価については、図2のとおり、公共事業を対象としたものが最も多く388件、次いで研究開発課題を対象としたものが138件、規制を対象としたものが129件の順となっている。なお、事前評価863件のうち、特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。以下同じ。）を対象としたものは824件である。
 - ・ 事後評価については、図3のとおり、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが最も多く983件、次いで未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象としたものが439件となっている。
 - ・ 事後評価のうち目標管理型の政策評価は、図3のとおり、303件となっている。
- （表4、図1、図2、図3）

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

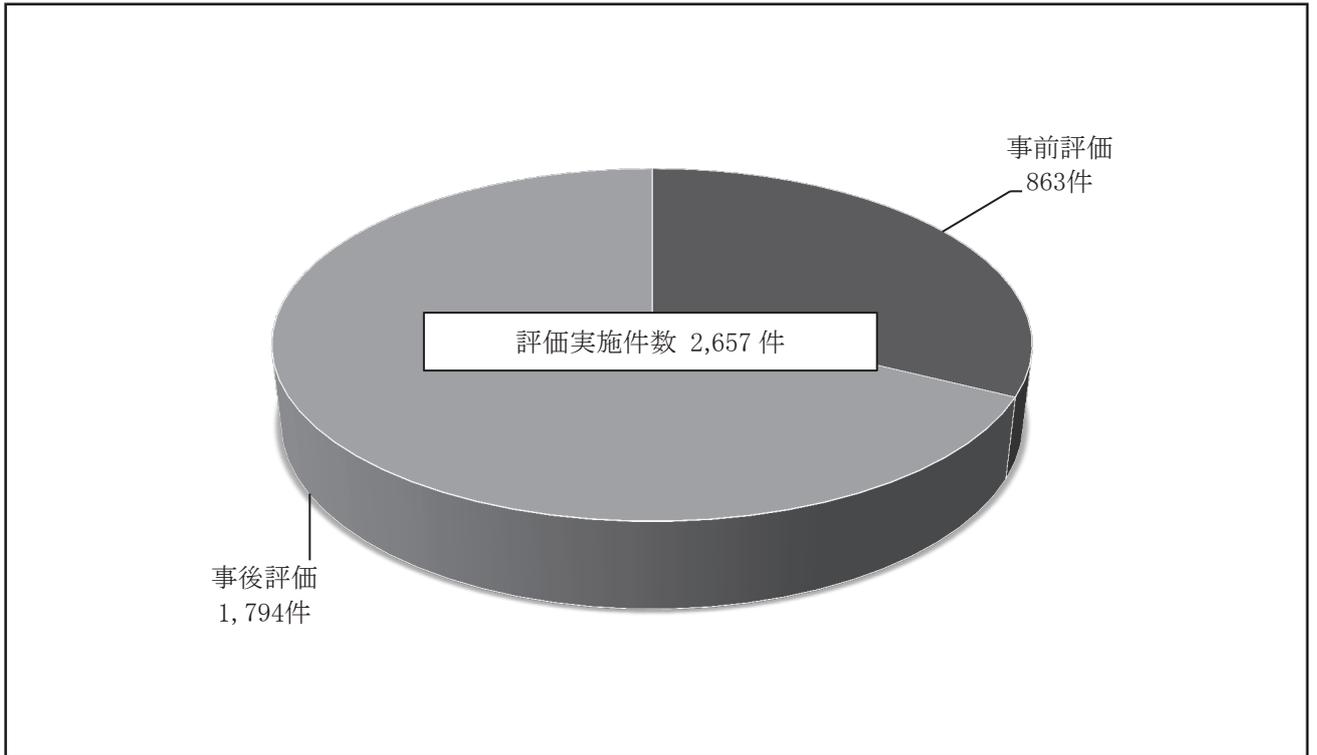


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

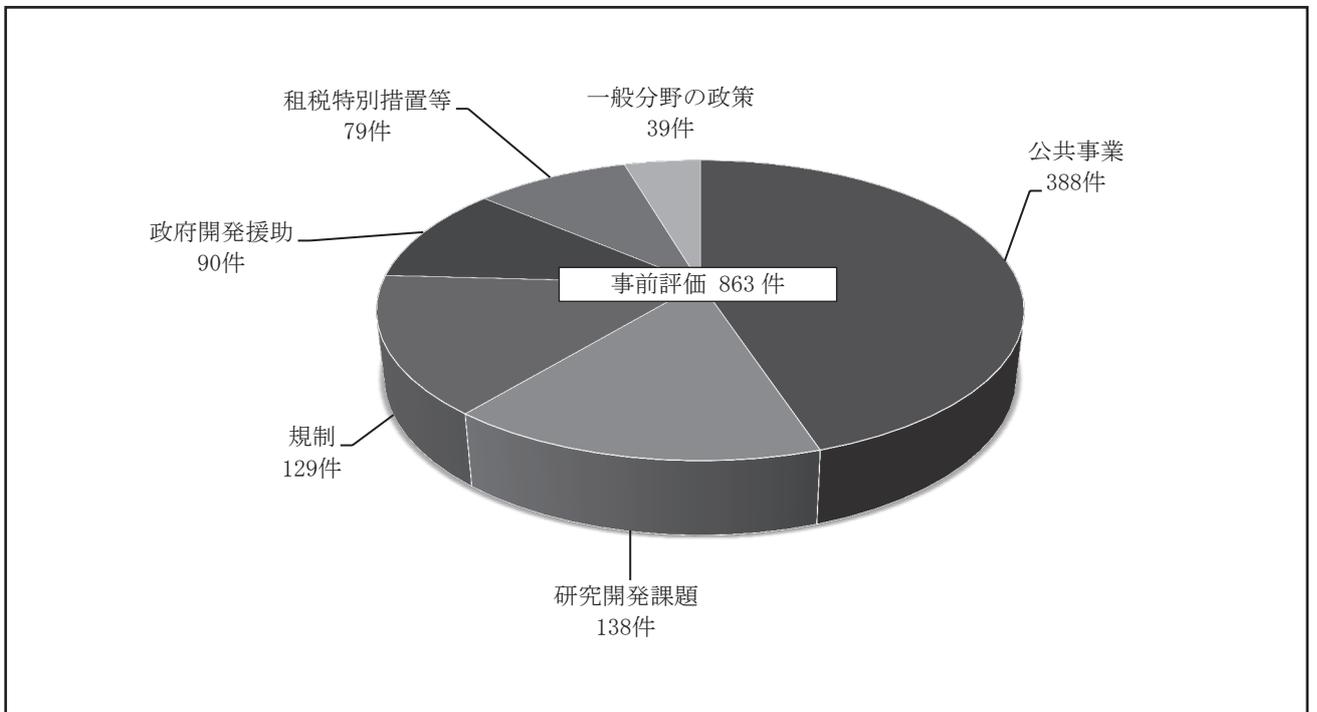
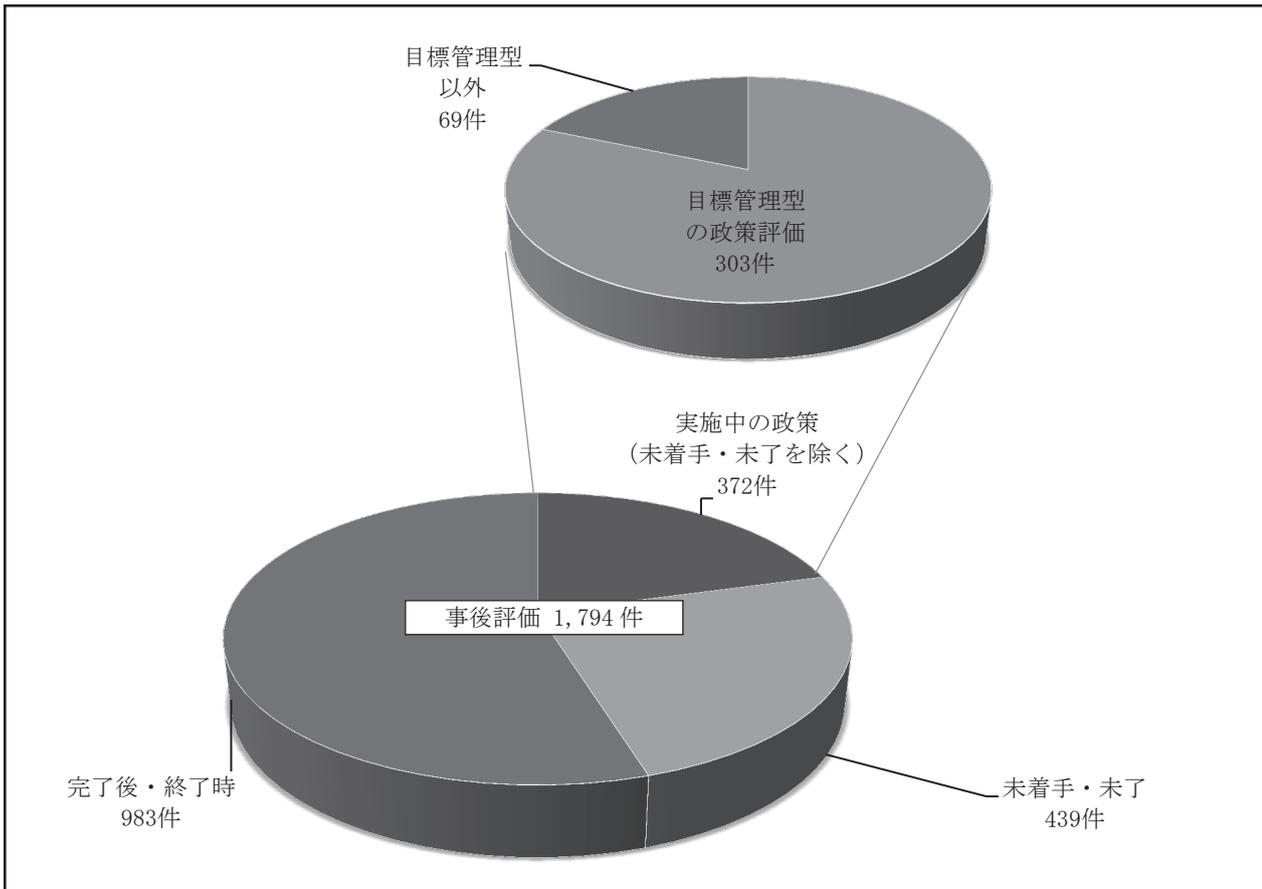


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 評価書の公表時期

○ 評価書の公表時期の状況

- ・ 図4及び表5のとおり、多くの行政機関は、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに評価を実施していることから、8月に多くの評価書を公表している。
- ・ このほか、平成27年12月の件数が最も多い要因は、厚生労働省が研究開発課題を対象とした評価（712件）を実施、公表したことによる。
- ・ 平成28年4月の件数は、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等について、平成28年度予算の成立(平成28年3月29日)に伴い、公表されたものである。

(図4、表5)

図4 評価書の公表時期

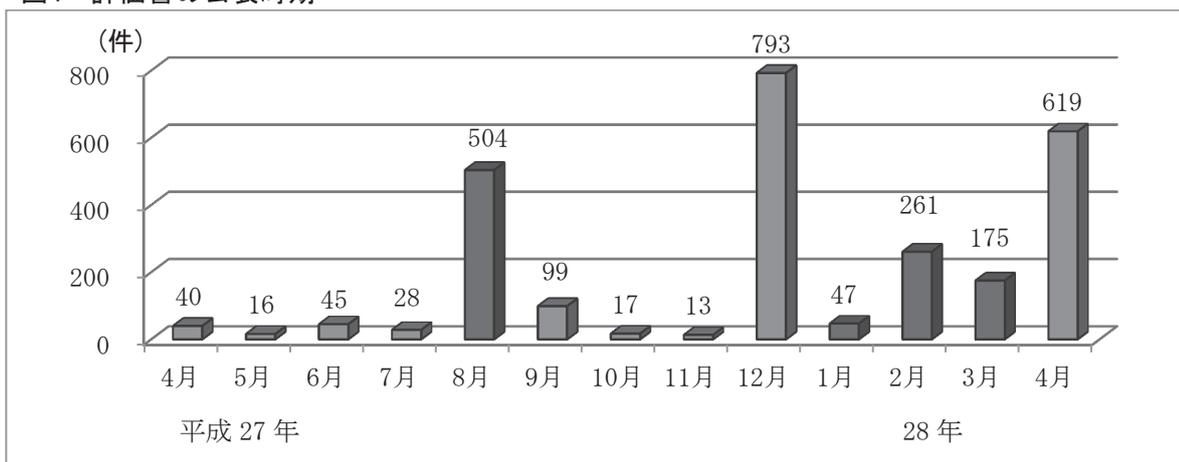


表5 評価書の公表時期

(単位：件)

| 行政機関名 | 評価 実施 件数 | 平成27年 | | | | | | | | | | 28年 | | | |
|-----------------|----------------|-------|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | |
| 内閣府 | 74 | 0 | 1 | 0 | 0 | 55 | 11 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 3 | — | |
| 宮内庁 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 公正取引委員会 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 国家公安委員会・ 警察庁 | 21 | 0 | 0 | 2 | 18 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 個人情報保護委員会 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 金融庁 | 52 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 17 | — | |
| 消費者庁 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | — | |
| 復興庁 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 総務省 | 45 | 19 | 1 | 0 | 1 | 22 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 公害等調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 法務省 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 外務省 | 115 | 0 | 11 | 11 | 6 | 28 | 8 | 6 | 10 | 8 | 4 | 5 | 18 | — | |
| 財務省 | 35 | 0 | 0 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | — | |
| 文部科学省 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 厚生労働省 | 833 | 12 | 0 | 1 | 1 | 15 | 28 | 0 | 1 | 767 | 5 | 1 | 2 | — | |
| 農林水産省 | 382 | 0 | 0 | 0 | 0 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 0 | 2 | 275 | |
| 経済産業省 | 87 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 | 16 | 0 | 0 | 4 | 3 | 5 | 0 | — | |
| 国土交通省 | 899 | 0 | 3 | 0 | 2 | 140 | 5 | 10 | 0 | 10 | 9 | 244 | 132 | 344 | |
| 環境省 | 44 | 9 | 0 | 0 | 0 | 8 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 原子力規制委員会 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | — | |
| 防衛省 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 計 | 2,657 | 40 | 16 | 45 | 28 | 504 | 99 | 17 | 13 | 793 | 47 | 261 | 175 | 619 | |

(注) 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成27年度に評価書が公表されたものである。
 なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成28年度予算の成立(平成28年3月29日)に伴い同年4月までに公表されたものを含み、26年度報告に含まれたものを除いている。

ウ 目標管理型の政策評価の取組状況

○ 共通5区分による評価結果の状況

- 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）3(1)）。
- 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価303件について共通5区分による評価結果の状況をみると、表6のとおり、「目標超過達成」が4件、「目標達成」が112件、「相当程度進展あり」が157件、「進展が大きくない」が26件、「目標に向かっていない」が0件となっている。

○ 行政事業レビューとの連携状況

- 施策と当該施策を構成する事務事業に係る状況を一体的に把握し、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化等に資するため、目標管理型の政策評価と行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図ることとされている（同ガイドライン5(1)）。
- 各行政機関は、事前分析表と行政事業レビューシートとの間における事業名と事業番号の共通化や、政策評価担当部局と行政事業レビューの取りまとめ部局との連携確保等に取り組んでいる（同ガイドライン5(2)及び(3)）。

(表6)

表6 共通5区分による評価結果の状況

(単位：件、%)

| | 目標超過 達成 | 目標達成 | 相当程度 進展あり | 進展が大 きくない | 目標に向 かってい ない | その他 | 計 |
|----------------------------|------------|---------------|---------------|--------------|--------------------|------------|--------------|
| 評価実施件数 (平成27年度) | 4 (1.3) | 112 (37.0) | 157 (51.8) | 26 (8.6) | 0 (0.0) | 4 (1.3) | 303 (100) |
| <参考> 評価実施件数 (平成26年度) | 5 (1.7) | 122 (41.2) | 138 (46.6) | 27 (9.1) | 0 (0.0) | 4 (1.4) | 296 (100) |

- (注) 1 「その他」は、全ての測定指標において目標年度が平成27年度(26年度)以降となっていること等から、27年度(26年度)は目標達成度合いの測定が行われていない。
2 評価実施件数の下の()内は構成比である。

(3) 政策評価の政策への反映

○ 政策評価の政策への反映状況

- 事前評価が行われた政策については、表7のとおり、評価結果を踏まえ、事業の採択、予算概算要求、税制改正要望の提出等に反映している。うち、予算概算要求に反映したものは173件となっている。
- 事後評価が行われた政策のうち、目標管理型の政策評価について、評価結果の政策への反映状況をみると、表8のとおり、これまでの取組を引き続き推進することとしたもの246件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの54件などとなっている。

また、事前分析表への反映状況を見ると、評価結果を踏まえ、事前分析表を作成した206件のうち、達成すべき目標を変更したものは7件、測定指標を変更したものは102件、達成手段を変更したものは17件などとなっている。

なお、評価結果を予算概算要求に反映したものは257件となっている。

- 未着手・未了の事業を対象とした評価のうち、評価対象政策を休止又は中止することとしたものは、表9のとおり、3行政機関の8公共事業であり、総事業費は合計約1,201億円、残事業費は合計約752億円となっている。

なお、法が施行された平成14年度から27年度までの14年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表10のとおり、合計316事業、総事業費の合計は約5.4兆円となっている。

- 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例は、表11のとおりである。

(表7、表8、表9、表10、表11)

表7 政策評価の政策への反映状況（事前評価）

(単位：件)

| | 公共事業 (官庁営繕事業等を含む。)を 対象 | 研究開発 課題を対 象 | 規制を対 象 | 政府開発 援助を対 象 | 租税特別 措置等を 対象 | 一般分野 の政策を 対象 | 計 |
|--|------------------------------|-------------------|-----------|-------------------|--------------------|--------------------|-----|
| 評価実施件数 | 388 | 138 | 129 | 90 | 79 | 39 | 863 |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 (件数) | 388 | 138 | 129 | 90 | 79 | 39 | 863 |
| 評価結果を踏ま え、事業の採択、 予算概算要求、 税制改正要望の 提出等 | 388 | 138 | 129 | 90 | 79 | 39 | 863 |
| 予算概算要求 への反映件数 | 32 | 79 | 3 | 31 | 0 | 28 | 173 |

(注) 平成26年度に評価結果が公表され、26年度報告に掲載したもので、27年度に更に政策への反映を行った件数は39件であり、本表には含まれていない。

なお、政策評価の結果、平成28年度機構・定員要求に反映したものは3件（機構要求3件、定員要求3件）である。

表8 政策評価の政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

| | 実施中の政策（未着手・未了除く） | | 租税特別措置等を対象 | 未着手・未了の事業 （公共事業、政府開発 援助を対象） | 完了後・終了時の事業 等（研究開発課題、公 共事業等を対象） | 計 |
|----------------------|------------------|------|------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-------|
| | 一般分野の政策評価 | 左記以外 | | | | |
| | 目標管理型の政策評価 | | | | | |
| 評価実施件数 | 303 | 22 | 47 | 439 | 983 | 1,794 |
| 政策評価の結果の政策への反映状況（件数） | 303 | 22 | 47 | 439 | | |
| これまでの取組を引き続き推進 | 246 | 22 | 47 | 419 | | |
| 評価対象政策の改善・見直しを実施 | 54 | 0 | 0 | 12 | | |
| 評価対象政策の重点化等 | 51 | 0 | 0 | 12 | | |
| 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | 3 | 0 | 0 | 0 | | |
| 評価対象政策を廃止、休止又は中止 | 0 | 0 | 0 | 8 | | |
| その他 | 3 | 0 | 0 | 0 | | |
| 予算概算要求への反映件数 | 257 | 8 | 0 | 24 | | |
| 事前分析表への反映状況（件数） | 303 | | | | | |
| 事前分析表への反映 | 206 | | | | | |
| 達成すべき目標を変更 | 7 | | | | | |
| 測定指標を変更 | 102 | | | | | |
| 達成手段を変更 | 17 | | | | | |
| その他の変更 | 13 | | | | | |
| 事前分析表の変更なし | 92 | | | | | |
| 未定・検討中等 | 97 | | | | | |

(注) 1 政策評価の結果、平成28年度機構・定員要求に反映したものは78件（機構要求30件、定員要求74件）である。
 2 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業を廃止・縮小し新規事業を創設・拡充したもの、複数事業の統合により効率化を図ったものである。
 3 「事前分析表への反映状況」のうち、「未定・検討中等」は、政策評価を実施した後に当該政策に係る事前分析表を作成していない等の理由により、評価結果を踏まえた事前分析表への反映の内容が未定・検討中等のものである。

表9 平成27年度に休止又は中止することとした公共事業

(単位：百万円)

| 公共事業名 | 個別事業名（都道府県等） | 分類 | 総事業費 | 残事業費 |
|-------------------------------------|---------------------|----|---------|--------|
| 厚生労働省 4 事業（総事業費計 25,106 百万円） | | | | |
| 簡易水道等施設整備事業 | 生活基盤近代化事業（北海道安平町） | 中止 | 838 | 313 |
| | 水道未普及地域解消事業（佐賀県佐賀市） | 中止 | 4,633 | 2,375 |
| 水道水源開発等施設整備事業 | 増田川ダム（群馬県安中市） | 中止 | 2,087 | 1,795 |
| | 岐阜県特定広域化施設整備事業（岐阜県） | 休止 | 17,548 | 1,870 |
| 農林水産省 1 事業（総事業費計 2,680 百万円） | | | | |
| 民有林補助治山事業 | 防災林造成 前浜地区（岩手県） | 中止 | 2,680 | 2,680 |
| 国土交通省 3 事業（総事業費計 92,300 百万円） | | | | |
| ダム事業 | 増田川ダム建設事業（群馬県） | 中止 | 38,200 | 35,270 |
| | 津付ダム建設事業（岩手県） | 中止 | 14,100 | 7,080 |
| | 倉渕ダム建設事業（群馬県） | 中止 | 40,000 | 23,808 |
| 合計 | 8 事業 | — | 120,086 | 75,191 |

表 10 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費 (単位：億円))

| 年度 | 外務省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 国土交通省 | 合計 |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 平成 14 | — | — | 8 (338) | — | 37 (11,353) | 45 (11,691) |
| 15 | 4 (505) | 2 (194) | 1 (14) | 3 (1,217) | 43 (6,940) | 53 (8,870) |
| 16 | 3 (481) | 1 (68) | 3 (17) | 2 (1,430) | 16 (1,330) | 25 (3,326) |
| 17 | — | 5 (1,540) | 13 (238) | 1 (435) | 22 (6,188) | 41 (8,401) |
| 18 | — | 8 (1,398) | 3 (56) | 4 (685) | 13 (919) | 28 (3,058) |
| 19 | 1 (60) | 3 (186) | 4 (59) | — | 5 (324) | 13 (629) |
| 20 | — | 3 (722) | 4 (37) | 3 (335) | 12 (1,722) | 22 (2,816) |
| 21 | — | 2 (21) | 3 (49) | 1 (171) | 8 (2,353) | 14 (2,594) |
| 22 | 1 (159) | 4 (803) | 1 (14) | — | 3 (5) | 9 (981) |
| 23 | 1 (2) | — | 6 (211) | — | 10 (2,534) | 17 (2,746) |
| 24 | — | 4 (145) | 2 (122) | — | 15 (4,468) | 21 (4,735) |
| 25 | 1 (195) | 1 (6) | 2 (75) | — | 10 (2,307) | 14 (2,583) |
| 26 | — | 5 (460) | — | — | 1 (—) | 6 (460) |
| 27 | — | 4 (251) | 1 (27) | — | 3 (923) | 8 (1,201) |
| 合計 | 11 (1,402) | 42 (5,794) | 51 (1,257) | 14 (4,273) | 198 (41,366) | 316 (54,091) |

(注) 1 総事業費の記載に当たっては、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

3 316事業のうち1事業について、事業全体の一部(整備計画区間から既成区間を除いた区間)が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。また、1事業は事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費については未定であるため、総事業費は計上していない。

表 11 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例

○ 評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの

| 政策名 | 評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの） |
|---|---|
| <p>林産物の供給及び利用の確保 〔農林水産省〕</p> | <p>【課題解決のため政策手段の改善・見直しを図ることとしたもの】</p> <p>本施策の達成すべき目標「国産材の供給・利用量の拡大」に係る測定指標の一つである「公共建築物の木造率」については、平成 26 年度の目標値 17.2%に対する実績値は 8.9%（25 年度）であり、達成度合いは 52%で「B」ランク（50%以上 90%未満）であった。その要因分析を行い、目標達成のためには今後も更に木造化の働き掛けを進める必要があり、特にコスト面や技術面、ノウハウ面等の各種課題に対応していくことが必要であるとの結果となった。</p> <p>これを踏まえ、林野庁と国土交通省による検証チームを設置し、平成 25 年度及び 26 年度に国が建てた低層の公共建築物のうち、各省庁の判断により木造化に馴染まないとされたものについて、木造化しなかった理由を検証し、改善策を講ずることとした。</p> <p>また、新たに木造と非木造とのコスト比較を行い、そのデータを地方公共団体等に幅広く情報提供することを通じて木造化への誘導を促進することとした。</p> |
| <p>目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策含む） 〔環境省〕</p> | <p>【課題解決のため必要な予算要求等を行ったもの】</p> <p>本施策の達成すべき目標「大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。」に係る測定指標に関し、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低く、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率も低い状況である。その要因の分析の結果を踏まえ、①光化学オキシダントに関しては、光化学オキシダントの長期トレンドを評価するための指標を用いて、経年変化要因の解明や削減対策効果の把握を進め、有効な削減対策を推進していく、②PM2.5 対策に関しては、平成 27 年 3 月の中央環境審議会専門委員会による中間取りまとめも踏まえて、引き続き生成機構の解明やデータの収集を進め、科学的知見の充実に努め、との評価結果となった。</p> <p>これを踏まえ、本施策の達成すべき目標の達成手段の一つである「微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費」について、</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>平成 28 年度予算概算要求において、事業の効率化・簡素化による縮減を図りつつ、以下のような対応を行った。</p> <p>① 光化学オキシダント対策については、経年変化要因の解明や削減対策効果の把握を目的として、前駆物質のVOCのモニタリングの強化を重点的に増額要求</p> <p>② PM2.5 対策については、科学的知見の充実を目的として、PM2.5 成分及びVOC成分のモニタリングの強化及びPM2.5 の発生源調査を重点的に増額要求</p> <p>あわせて、PM2.5 対策の強化を目的とした定員要求を行った。</p> |
|--|--|

○ 評価結果を踏まえ、事業を休止・中止することとしたもの

| 政策名 | 評価結果を踏まえた政策への反映状況 |
|--|--|
| <p>岐阜県特定広域化施設整備事業（岐阜県） 〔厚生労働省〕</p> | <p>【評価結果を踏まえ、事業を休止することとしたもの】</p> <p>可茂地域を中心とした産業の発展及び人口増加に伴う給水量増加に対応するため、水道施設を拡張整備するとともに、緊急時の非常用水を確保することを目的とし事業に着手したが、当該地域の水需要については、現段階では横ばい傾向となっており、今後の水需要は、景気回復や東海環状自動車道の全線開通及びリニア中央新幹線の開業など新規の水需要が期待されてはいるものの、現時点では、これら新規の水需要を明確に示せない状況にあるため、今回の評価にあつては当該事業を休止とすることとした。</p> |
| <p>倉渕ダム建設事業（群馬県） 〔国土交通省〕</p> | <p>【評価結果を踏まえ、事業を中止することとしたもの】</p> <p>本事業に係るダム検証において、群馬県は、①高崎市が倉渕ダム以外の水源による水利権取得が可能となったこと、②流域の土地利用状況を検討した結果、耕地面積が減少したこと等により、ダムによって必要容量を確保する緊急性は低くなったこと、③ダムの目的が治水対策のみとなることから多目的ダムとして建設した場合に比べ治水に関する費用が増大し、結果的に費用対効果が減少したことを総合的に判断し、事業の中止を決定した。</p> <p>また、国としても、有識者会議の意見を踏まえて、上記結果が妥当であることを確認し、同事業への補助金交付に係る対応方針については「中止」とすることとした。</p> |

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うこととされている。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、同計画で定めなければならない事項が規定されている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成27年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画は、次のような事項を定め、27年4月策定の行政評価等プログラムに掲載している。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、重要性・必要性等を見極めた上で統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を積極的に実施
 - ・ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、次の取組を実施
 - ① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局・行政評価事務所の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を実施
 - ② 各行政機関が実施した政策評価について、評価の質の向上を図る観点から、必要な点検を実施
- 平成27年度から29年度までの3年間に実施又は実施を検討する評価のテーマ
 - ・ クールジャパンの推進に関する政策評価
 - ・ 農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進に関する政策評価
 - ※ 平成26年度から引き続き実施するテーマ
 - ・ 食育の推進に関する政策評価
 - ※ 平成27年度に着手する予定のテーマ
 - ・ グローバル人材育成の推進に関する政策評価

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成28年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、28年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成27年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について2テーマを実施した。

このうち「食育の推進に関する政策評価」については平成27年10月23日に評価の結果を取りまとめ、評価書に必要な意見を付して関係行政機関の長に送付するとともに、公表した。また、1テーマの「グローバル人材育成の推進に関する政策評価」については、評価を実施中である。

なお、上述の「食育の推進に関する政策評価」、平成26年度に評価の結果を取りまとめた「消費者取引に関する政策評価」及び平成24年度に評価の結果を取りまとめた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」については、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表12のとおりである。

表12 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

| 区分 | 評価の実施状況及び評価の結果の政策への反映状況の概要 | |
|----------------------|---|--|
| 評価の結果を取りまとめ、公表した1テーマ | <ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関する政策評価（平成27年10月23日意見通知、公表） | <p>（評価の結果及び意見通知の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関する政策については、第2次食育推進基本計画において設定された11の目標のうち、目標を達成したものが2つにとどまることなどから、目標の達成度としては「進展が大きくない」と判定される。 i) 第2次食育推進基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないものがみられ、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はないものの、食育を国民運動として推進するため、都道府県の理解の下、共通の目標を掲げ協力して取り組むことが有効であること、ii) 栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与が明確に把握できなかったなどの評価結果を踏まえ、目標設定の支援や栄養教諭配置の効果把握等必要な意見を通知した。 |
| 評価を実施中の1テーマ | <ul style="list-style-type: none"> グローバル人材育成の推進に関する政策評価 | |
| 反映状況が報告された3テーマ | <ul style="list-style-type: none"> 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（平成24年4月20日勸告、公表） | <p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法試験合格者数については、平成27年6月30日に法曹養成制度改革推進会議（議長：内閣官房長官。関係6大臣で構成）において、当面、1,500人程度の司法試験合格者の輩出を目指すべきなど、今後の法曹養成制度の在り方について決定がなされた。 法科大学院教育の質の向上については、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価できるよう、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成16年文部科学省令第7号）が改正され、平成27年4月に施行された。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 消費者取引に関する政策評価（平成26年4月18日勸告、公表） | <p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から31年度までを対象期間とする消費者基本計画において、消費者政策の推進によ |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>り「目指すべき姿」として、消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できること、消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営めること及び消費者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することを示した。さらに、この目標達成に向け6つの項目を設け、それぞれの項目の中に個別具体の施策を盛り込むなど各施策の体系化・構造化を図った。</p> <p>また、具体的な施策について、取組予定を示す図と説明の文章で構成される工程表を作成し、各施策にKPI（重要業績評価指標）を設定した。</p> <p>さらに、毎年度、施策の実施状況の検証・評価・監視を行うこととし、第1回目の工程表の改定を平成28年6月目途に決定予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等の消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署へのPIO-NETから得られる情報の提供に関する標準的なルールを示し、相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等へ要請を行った。要請を行った以降の情報提供回数等の状況について、平成28年10月を目途に把握するとともに、引き続き都道府県等に対し要請を行っていく。 ○ PIO-NETを活用した相談情報の共有、消費者への注意喚起及び事業者指導等の迅速化を図るため、都道府県等にPIO-NETへの消費生活相談情報の早期登録を要請するとともに、入力項目の削減や仮登録の仕組みを導入し、PIO-NETを活用した相談情報の共有の迅速化を図った。 ○ 「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂を行い、「消費者事故等」の要件の解説をより詳細に記載するなど、通知すべき事項の一層の明確化を図り、関係府省庁及び都道府県等に対して的確な運用が行われるよう要請した。 |
| | <p>・食育の推進に関する政策評価（平成27年10月23日意見通知、公表）</p> | <p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県食育推進担当主管課長会議において、都道府県等に対し、第3次食育推進基本計画（平成28年3月作成）の骨子を説明し、個別目標ごとに、目標設定の必要性、データソース等につき丁寧に説明するとともに、都道府県においてもできる限り国と連携した目標が設定されるよう検討を依頼するなど、都道府県が目標の設定を検討するための支援が行われた。 ○ 食育指導体制に関する調査研究協力者会議において、栄養教諭が配置されている学校を対象に調査した結果、児童生徒等に対する指導、教職員間の連携・協力、家庭・地域に対する貢献といった中で、栄養教諭の配置による効果が把握されたとの報告がなされた。 |

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成27年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表13のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表13 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

| 平成27年度における点検活動の実施状況 |
|---|
| <p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が平成 28 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価について、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施 ○ 対象とした評価書は、税制改正要望時に送付を受けた 12 行政機関に係る 105 件であり、平成 27 年 10 月 27 日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表 ○ 評価書 105 件のうち、当初から分析・説明の内容が一定水準に達した 12 件を除く 93 件に課題を指摘し、各行政機関からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は 20 件であった。 ○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標が定量的に示されていない。 ・ 適用数の実績が前回評価時の見込みの 5 割以下であり、適用数が想定外に僅少であることについて、説明が不十分である。 ・ 上位 10 社の適用額合計の割合が 8 割超であり、適用額が想定外に特定の者に偏っていることについて、説明が不十分である。 ・ 昭和 20 年代に創設され、長期間にわたって措置されてきたにもかかわらず、租税特別措置等の直接的な効果について、分析が不十分である。 |
| <p>【規制の事前評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施 ○ 対象とした政策評価は、9 行政機関に係る 79 件であり、平成 27 年 7 月 30 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表 ○ 点検の結果、54 件の評価について課題を指摘 ○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。 ・ 費用と便益の関係の分析について、直接費用と便益を比較することなく規制が適当である旨が説明されている評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。 |
| <p>【公共事業に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が行った公共事業に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施 ○ 対象とした政策評価は、3 行政機関に係る 7 事業区分 33 件であり、点検結果を平成 28 年 3 月 28 日に関係行政機関に通知し、公表 ○ 点検の結果、3 事業区分 8 件の評価について、個別の指摘を行った。また、13 件の事業区分等に共通する指摘を行った。 ○ 指摘した主な内容は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少を反映した的確な需要予測が行われていない。 ・ 地域の実情を踏まえた便益の算定が行われていない。 ・ 類似の効果に対する便益の算定方法が事業区分等によって区々となっている。 |